



非常時における行動マニュアル

横浜市アマチュア無線非常通信協力会 港北支部 (02版)

横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部会員が災害発生時にとるべき行動基準を次のように定める。

< 出動要請 >

横浜市及び港北区に対して、港北支部としての協力行動は次の要請・自発的行為によって行う。

- 横浜市内に災害が発生し、または発生のおそれがあり、横浜市災害対策本部長(横浜市長)から要請があった場合。
- 港北区内に災害が発生し、または発生のおそれがあり、港北区災害対策本部長(港北区長)から要請があった場合。
- テレビ・ラジオなどにより震度5(弱)以上の地震が発生した場合。
- 警戒宣言が発令された場合。
- 支部長ほか役員、区役所統制局から出動要請を受けた場合。

< 安全確認 >

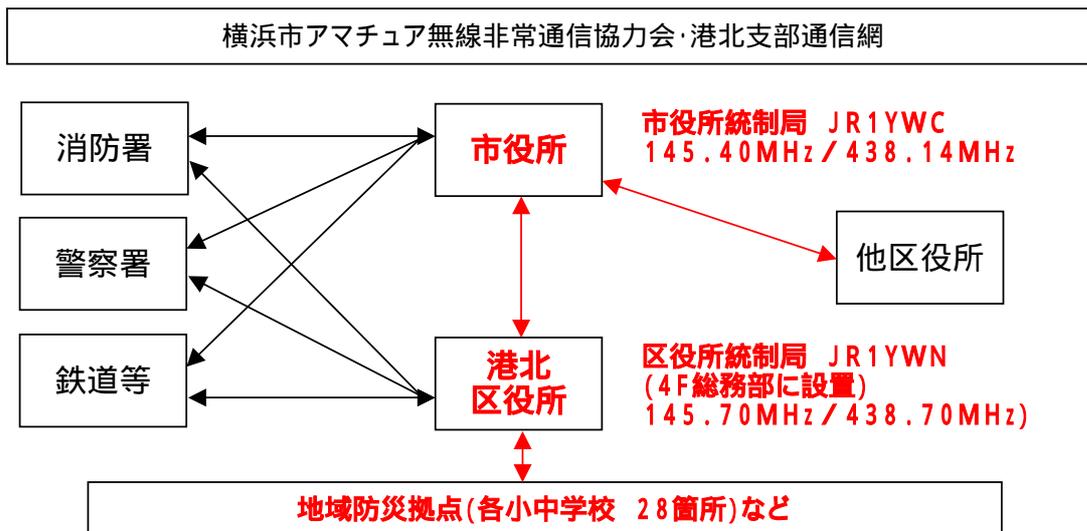
各会員は、自分や家族の安全を確保するとともに、自宅や自宅周辺の安全を確認し、家族に対しては適切な行動をとるように指示し、自らの安全を十分に確認しながら出動すること。

< 伝達方法 >

情報伝達で使用する周波数、周波数の周知、呼出符号は以下による。

- 使用する周波数は原則、145.70MHz、438.70MHzを使用する。
- 周波数を傍受し、使用している場合は相手に非常通信協力会で使用する旨を伝え、周波数を確保する。
- 上記周波数が使用できず他の周波数を使用する場合は、適当な間隔でコールチャンネル(145.00MHz, 433.00MHz)で周知させる。
- 区役所統制局は、JR1YWNの呼出符号を使用し、会員局は個人の呼出符号を使用する。
- 会員局は、区役所統制局の指示、許可によって通信すること。

通信網は以下の通りである。

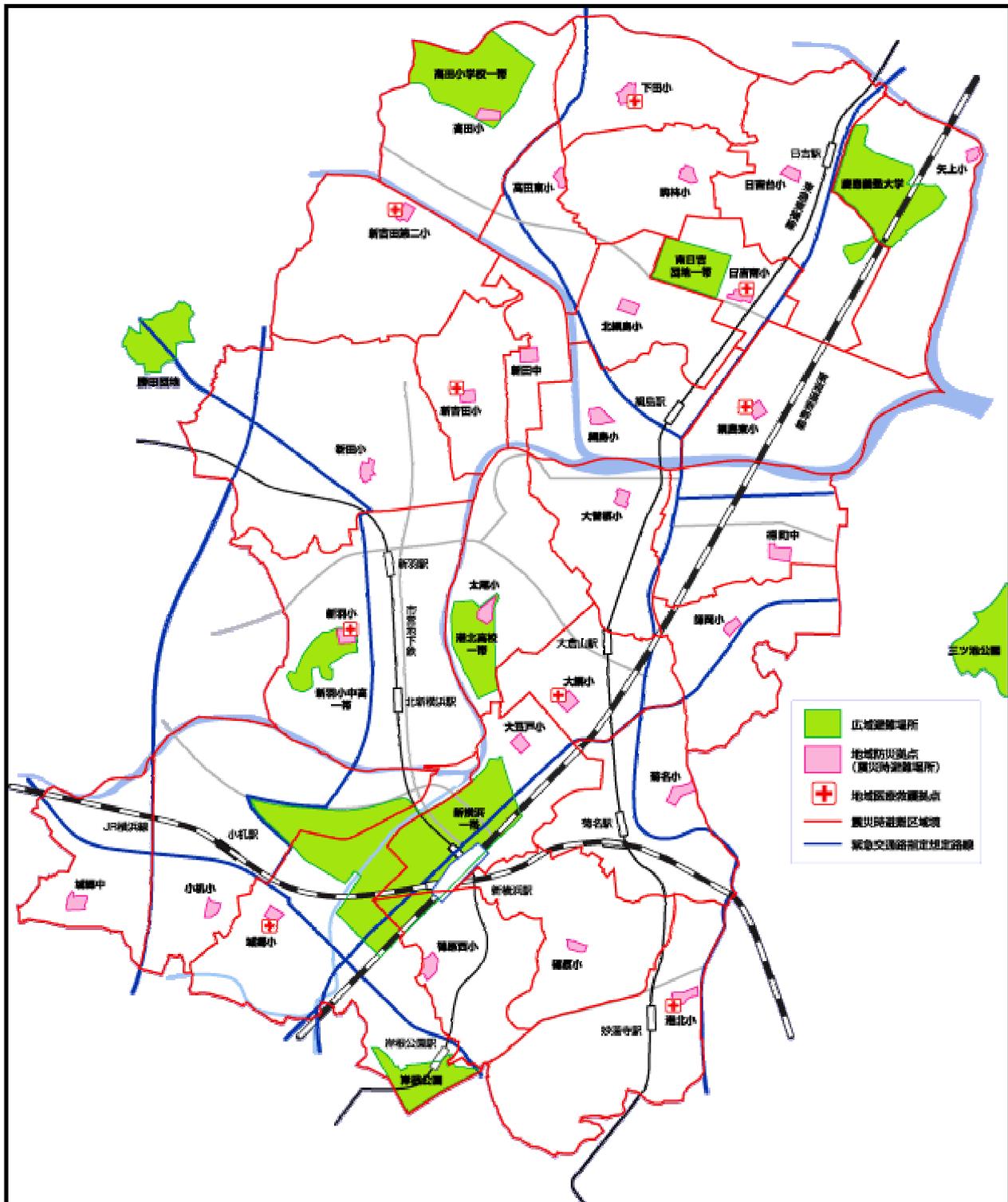


横浜市アマチュア無線非常通信系統網

本部統制局	支部統制局	使用周波数
横浜市役所クラブ JR1YWC 使用周波数 145.14MHz 438.14MHz レピータ用周波数 1292.02MHz	鶴見区役所クラブ JR1YWD	145.44MHz 438.44MHz
	神奈川区役所クラブ JR1YWE	145.28MHz 438.28MHz
	西区役所クラブ JR1YWF	145.76MHz 438.76MHz
	中区役所クラブ JR1YWG	145.20MHz 438.20MHz
	南区役所クラブ JR1YWH	145.32MHz 438.32MHz
	港南区役所クラブ JR1YWI	145.64MHz 438.64MHz
	保土ヶ谷区役所クラブ JR1YWJ	145.72MHz 438.72MHz
	旭区役所クラブ JR1YWK	145.08MHz 438.08MHz
	磯子区役所クラブ JR1YWL	145.62MHz 438.62MHz
	金沢区役所クラブ JR1YWM	145.40MHz 438.40MHz
	港北区役所クラブ JR1YWN	145.70MHz 438.70MHz
	緑区役所クラブ JR1YWO	145.66MHz 438.66MHz
	戸塚区役所クラブ JR1YWP	145.46MHz 433.46MHz
	瀬谷区役所クラブ JR1YWQ	145.38MHz 438.38MHz
	栄区役所クラブ JL1YIB	145.24MHz 438.24MHz
	泉区役所クラブ JL1YIC	145.68MHz 438.68MHz
	青葉区役所クラブ JO1YTS	145.30MHz 438.30MHz
	都筑区役所クラブ JO1YEV	145.60MHz 438.60MHz

地域防災拠点は以下の通りである。

新田中学校、樽町中学校、下田小学校、高田小学校、駒林小学校、日吉南小学校、網島小学校、北網島小学校、師岡小学校、網島東小学校、新吉田小学校、日吉台小学校、矢上小学校、港北小学校、篠原西小学校、城郷中学校、太尾小学校、小机小学校、大曾根小学校、新羽小学校、新吉田第二小学校、大豆戸小学校、菊名小学校、新田小学校、城郷小学校、篠原小学校、大綱小学校、高田中学校

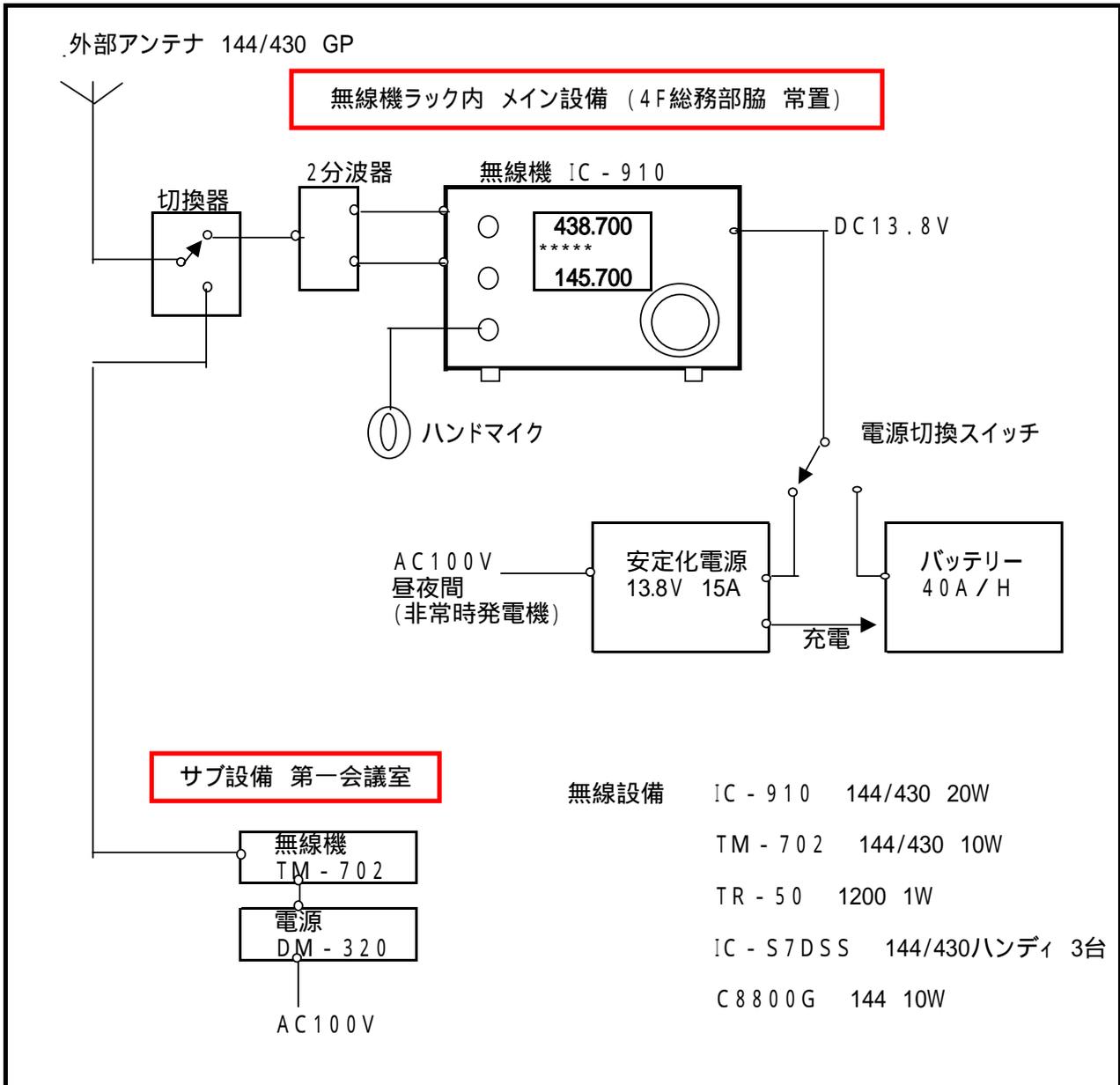


< 区役所統制局 >

出動要請が発令された場合は、

- 区役所統制局は、運用者が少数の場合でも、145.70MHz / 438.70MHzの2波同時運用が可能のようにセッティングし、受伝達出来る状態とする。
使用周波数は、非常時に各区局間の混信を避けるため割り振ったものである。
周波数を傍受し、使用している場合は相手に非常通信協力会で使用する旨を伝え、周波数を確保する。
- 区役所統制局の円滑な運用に支障がある場合は、会員局の応援を要請する。

区役所統制局の無線設備系統図は以下の通りである。



< 防災拠点 >

出動要請が発令された場合は、

- <安全確認>が十分に確認できた後、会員の所属する地域防災拠点へトランシーバ・メモ帳その他必要な物を持って移動する。
- 備蓄倉庫のアンテナ機材をセッティングし、受伝達が出来る状態にする。
- 交信可能な状態になれば、その旨を区役所統制局へ連絡し、必要な指示を受ける。
- 会員はできるだけ回りの情報収集に努め、非常事項のみを整理して伝達する。

港北支部 防災拠点の無線設備は以下の通りである。

1) 無線設備収納ケース内

144 / 430 MHz 帯対応ハンディー無線機 IC - S7DSS 1台
ハンドマイク / スピーカ (スピーカマイク) HM - 74 1個
シガープラグ付き外部電源コード CP - 12L 1個
直流安定化電源 (AC100V DC12V) DM - 320M 1台
同軸ケーブル 8D2V10m (MP - MPコネクタ付き) 2本
同軸ケーブル延長用接続コネクタ MA - JJ 1個
MJ - BNCP 変換同軸ケーブル 2m 1本

2) 144 / 430 MHz 対応 GPアンテナ CA - 2x4CX 1本

3) 伸縮ポール 伸長4.5m ステー・ロープ付き 1本

4) 伸縮ポール用三脚 1脚

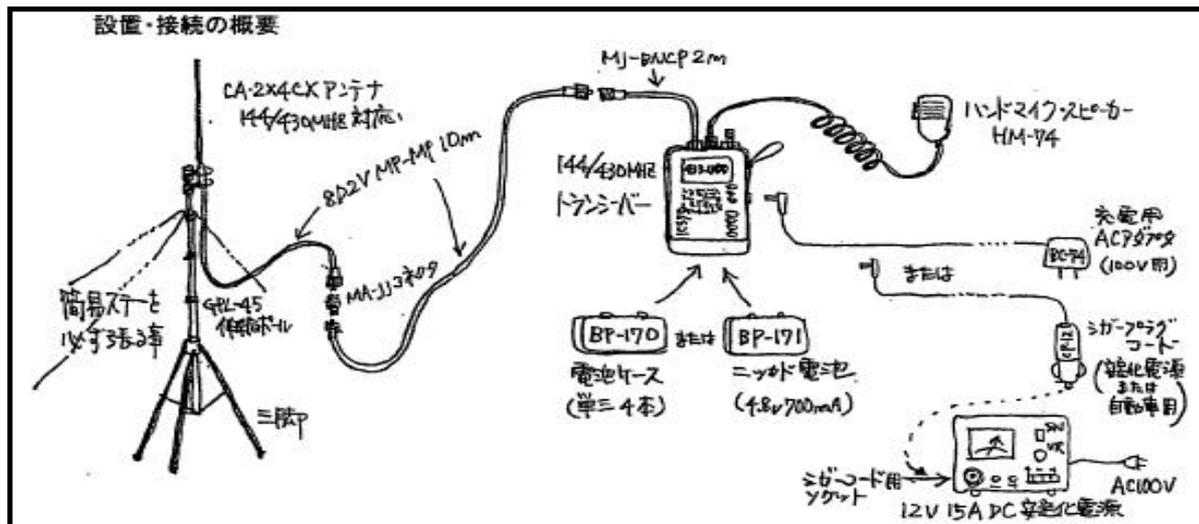
~ 管理・使用上の注意点 ~

無線機用の乾電池「単三×4本」は時々交換して非常時に備えること。
ニッカド電池は受信等で消耗(放電)後、約15時間ほど充電すること。

乾電池での運用は、出力約2W、5～6時間の運用が可能です。

外部電源(AC100V、シガープラグ付きコード)があれば長時間安定して運用が出来ます。
AC100Vがあれば安定化電源で、車があればシガーソケットからシガープラグ付きコードで出力約6W、長時間の運用が可能です。

アンテナは、三脚とステーを使用して倒れないよう安全に注意すること。
周りにポールを取り付けるものがあればロープで縛ってもよい。



< 拠点に移動しようとする会員 >

出動要請が発令された場合は、

- 会員の指定された地域防災拠点へ移動しながら、出来るだけ周りの情報収集に努める。
- 各地域防災拠点または区統制局へ、非常事項のみを整理して伝達する。

< 出勤に関して >

各会員は出勤に関して、以下の項目を遵守すること。

- a. 出勤には安全な服装と履物を着用し、会員証の携帯、ヘルメット等を着用する。
- b. トランシーバ・予備電池・メモ帳・筆記用具等必要な物を確認のうえ出勤する。
- c. 会員は要請を受けての行動を基本とし、統制に従って慎重に行動するように心がけ独善的な行動はしない。
- d. 非常通信は被害縮小が目的であり、2次災害を起こすような行動はしない。

ここに < 統制局の運用を行う者は > を追記する。

横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部規約

2005.06.08版

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は、「横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北区支部」と称する。

(所在地)

第2条 本支部の所在地は港北支部 支部長宅におく。

(事務局)

第3条 本支部は、支部の運営の円滑化を図る為、必要に応じ事務局を設置できる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本支部は、アマチュア無線の健全な発展と支部員相互の友好を増進し、あわせて非常災害時における無線通信により災害情報の収集、伝達に協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港北区(以下「区」という)の行う防災訓練への協力。
 - ア 無線通信連絡網の確保。
 - イ 非常無線通信訓練。
- (2) 区を行う無線に関する業務並びに事業に協力する。
- (3) 支部員に対する研修、技術向上、施設整備に関する事。
- (4) 区役所クラブ局の無線通信連絡網の確保、非常無線通信訓練など、その運営に関する事。
- (5) その他、目的達成に必要な事。

第3章 支 部 員

(支部員資格)

第6条 本支部の支部員は、港北区に居住または勤務しアマチュア無線局を開設している者及び、アマチュア無線局を運用することが出来る無線従事者免許を有する者。
居住、勤務地が前項に該当しない場合でも、アマチュア無線局を運用することが出来る無線従事者免許を有する者で、支部長が認めた者。

(入会手続)

第7条 本支部に、入会しようとする者は支部長に書面により申し込まなければならない。ただし、満18歳未満の者については、別に定める様式により、保護者の入会同意書を提出しなければならない。

(登録および支部員証)

第8条 本支部に、入会申し込みをした者は、支部員として登録し、港北区長の発行する災害非常無線通信等に関する協力員証を貸与する。ただし、役員会において承認を得るものとする。

(退会および資格の喪失)

第9条 支部員が退会するときは、事務局を経由して支部長に書面により届け出なければならない。支部員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 本人の死亡のとき。
- (2) 会費の滞納。
- (3) 第6条の資格を失った者。
- (4) 本支部の事業に協力しない者。
- (5) 電波法令に違反し、処罰の適用を受けたとき。
- (6) 除名。

除名は、次の各号に該当する支部員に対し、役員会の決議によって決定する。

- (1) 本支部の名誉を著しく毀損した者。
- (2) 本支部の運営および活動を妨げる行為をした者。

除名しようとする場合には、当該支部員に対しその旨を通知し、かつ、役員会において、弁明する機会を与えなければならない。

(顧問)

第10条 本支部は、顧問をおくことができる。

顧問は本支部の運営に関して、支部長の諮問に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員)

第11条 本支部に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 事務局役員 | 10名以内 |
| (4) 地区担当役員 | 20名以内 |
| (5) 会計・業務監査 | 2名 |

(役員職務)

第12条 本支部の役員は会の運営を司り、その職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は本支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があった時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局は支部長、副支部長を補佐し諸業務の円滑な運営を図る。
- (4) 地区担当役員は担当する地区の主となり諸業務の遂行を率先する。
- (5) 会計・業務監査は、本支部の会計・業務を監査する。(役員職務)

(役員選出)

第13条 役員は立候補または推薦された者の中より、「総会」において出席会員の過半数の承認で決定する。

- (1) 支部長は役員会で選出する。

(役員任期)

第14条 役員任期は原則2年とし、再任を妨げないが3期までを限度とする。

役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。
補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 組織と運営

(会議の区分と招集)

第15条 本支部の会議は、総会、役員会およびその他必要な会議とし、支部長が招集しその議長となる。ただし、支部長は議決権を有する支部員に、議長を指名することができる。

総会は、役員および支部員をもって構成する。

本支部で必要な会議は、支部長が招集しその議長となる。ただし、支部長は第1項但し書きを準用できる。

総会は、年1回とし役員会およびその他必要な会議は随時開くことができる。

ただし、必要に応じて役員会の議を経て、臨時総会を開くことができる。

(定足数および議決の方法)

第16条 会議は、その会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。

ただし、委任状をもってこれにかえることができる。

会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは、議長が決する。

(活動)

第17条 第5条の事業活動は、突発的な活動を除き、会員相互の協力により計画し実施されなければならない。

第5章 資産および会計

(経費及び会費)

第18条 本支部の経費は、支部員の会費と寄付によって賄う。

会費は年間3,000円と、毎年4月に全納する。

中途入会支部員の会費は、9月末までは3000円、10月からは1500円とする。

催事がある場合は、参加支部員から、別途徴収する場合がある。

(会計年度)

第19条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

第20条 本支部の資産は次ぎに掲げるものとする。

- (1) 本支部に対する補助金・歳入金・寄贈品並びにこれに準ずる証券および利子。
- (2) 本支部が購入又は、作成した機材。
- (3) その他、議決により決定した金品。

(資産の管理及び報告)

第21条 本支部の資産は、支部長の責任において管理し、総会時に報告する。

第6章 規約の改正

(改正の手続)

第22条 この規約の改正は、支部員の2分の1以上が出席した総会で、過半数による議決を要する。
ただし、委任状を持ってこれにかえることができる。

第7章 雑 則

(施行細則)

第23条 この規約を施行するために必要な事項は、役員会の決議を経て支部長が定める。
変更の時も同様とする。

支部員の個人情報、本支部及び協力会の活動にのみ使用する。

附 則

この規約は平成17年4月1日より施行する。